



島根県報

令和5年10月3日（火）
号外第106号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第669号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島1690番4地先から同地先まで	メートル 13.23	令和5年 10月3日	雲南県土整備 事務所	
〃	〃	飯石郡飯南町下来島3372番4地先から同地先まで	28.90	令和5年 10月3日		
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町坂本588番1地先から同地先まで	17.98	令和5年 10月3日		
〃	〃	雲南市三刀屋町坂本699番1地先から同地先まで	5.44	令和5年 10月3日		